

芦屋市不育症治療支援事業のご案内

不育症についての検査及び治療（以下「治療等」という）を受けられたご夫婦に対し、経済的な負担を軽減するため、医療保険が適用されない費用の一部を助成します。

■対象 ①～⑤すべてに該当するかた

- ①芦屋市に住民票があり法律上婚姻している夫婦
- ②令和2年4月1日以降の治療等を行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満
- ③夫と妻の合算した前年(1月から5月の申請については前々年)の所得額400万円未満
- ④2回以上の流産や死産、早期新生児死亡の既往があると医師に診断されていること
- ⑤助成を受けようとする治療について、他の自治体を実施する不育症の治療等の助成を受けていないこと

■助成内容

- (1) 助成額 国内の不育症の治療等に要した医療保険適用外の医療費の2分の1
(1円未満は切り捨て)
- (2) 助成回数 一年度中(4月1日～翌年3月31日)に1回
※年度内に複数回の治療等を実施し場合は年度内で1回にまとめて申請してください。
- (3) 助成対象となる検査と治療
医療保険を適用せずに実施した検査及び治療が対象となります。

一次スクリーニング	抗リン脂質抗体	抗カルジオリピンβ2グルコプロテインI (CL β2 GP I)複合体抗体
		抗カルジオリピン (CL) I g G 抗体
		抗カルジオリピン (CL) I g M 抗体
		ループスアンチコアグラント
夫婦染色体検査		
選択的検査	抗リン脂質抗体	抗 PEI g G 抗体(抗フォスファチジルエタノールアミン抗体)
		抗 PEI g M 抗体(抗フォスファチジルエタノールアミン抗体)
	血栓性素因スクリーニング(凝固因子検査)	第Ⅷ因子活性
		プロテインS活性若しくはプロテインS抗原
		プロテインC活性若しくはプロテインC抗原
	APTT (活性化部分トロンボプラスチン時間)	
検査	絨毛染色体検査	
治療	低用量アスピリン療法	
	ヘパリン療法 (ヘパリン在宅自己注射療法を含む。)	

■申請手続き

治療等を実施した同一年度内(3月31日まで)に必要な書類を揃えて、申請を行ってください。

■申請に必要な書類

- (1)～(6)を揃えてご提出ください。

ただし、(4)所得額の確認書類、(5)芦屋市住民であることをあることを証明する書類及び(6)法律上の夫婦であることを証明する書類は、芦屋市で確認が可能なおとき、提出を省略できる場合がありますので、事前に保健センターへお問い合わせください。

書類をご用意いただく際にかかった費用は自己負担となります。

- (1) 芦屋市不育症治療支援事業申請書
ご夫婦で各々のご印かんにて(スタンプ印は不可)押印をお願いします。
- (2) 芦屋市不育症治療支援事業受診等証明書
『医療機関用』のみ、または『医療機関用』と『薬局用』両方をご提出ください。

(3) 領収書の原本

◎上記(2)の治療年月日及び領収金額と一致するもの

◎確定申告等で返却が必要な場合は、原本確認後に窓口でコピーをとります。明細書があれば、あわせてお持ちください。

(4) 夫と妻それぞれの市町村民税にかかる証明書

◎市・県民税の税額通知書または確定申告書の控えなど

◎申請日が1月から5月までの転入の方は、前々年の1月1日に居住していた市町村、
申請日が6月以降の転入の方は、前年の1月1日に居住していた市町村での発行となります。

(5) 住民票の写し

◎世帯全員及び続柄の記載があるもので発行日から3か月以内のもの

◎住民基本台帳を確認することに同意し、住民であることが確認できた場合は、書類の提出が省略可能です。

(6) 戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)

◎本籍地の市町村へ交付の申請をしてください。

◎住民票等で婚姻している夫婦であることが確認できた場合(夫及び妻が同一世帯で、夫または妻が世帯主の場合)は、書類の提出が省略可能です。

■申し込み・問い合わせ

保健センター 芦屋市呉川町14-9

☎0797-31-1586 FAX0797-31-1018

■所得の計算方法

Aの夫と妻の合計額が400万円未満であれば、申請していただけます。

A 本事業の所得額 (B-C)	夫	妻
	円	円

※(B-C)がマイナスになる場合は、0円となります。

B 所得額	夫	妻
B: 以下の金額の合計	円	円
総所得金額		
退職所得金額		
山林所得金額		
土地等に係る事業所得等の金額		
長期及び短期譲渡所得の金額※		
先物取引に係る雑所得等の金額		

C 控除額		夫	妻
C: 以下の金額の合計		80000円	80000円
社会保険料等の控除 ※全員一律	8万	80000円	80000円
雑損控除	実額		
医療費控除	実額		
小規模企業共済等掛金控除	実額		
障害者控除 ※一人につき(特別障害者控除)	27万(40万)		
寡婦(夫)控除(寡婦特例控除)	27万(35万)		
勤労学生控除	27万		

